特定非営利活動法人

# ゲノムベイ東京協議会

# 定　　款

## 第１章　総則

（名　称）

第１条　本法人は、特定非営利活動法人ゲノムベイ東京協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　協議会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

（目　的）

第３条　協議会は、２１世紀に活力ある日本を目指すため、今後の国民の健康増進や国土の環境保全や産業活動における重要な要素技術であるゲノムサイエンス（生命科学領域における全てのゲノムに関する科学・情報・データベース等を活用して創出される科学関連技術および産業に係るバイオサイエンス全般）を活用した 21 世紀に活力ある日本を目指し、国際貢献する、取り組み（ゲノムベイ東京プロジェクト）に関連する都市の再生プロジェクトを推進し、新たなまちづくりに必要な人材活用システムの構築を促進し、広く公益の増進に寄与していくことを目的とする。

（活動の種類）

第４条　協議会は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第２条の別表に掲げる項目のうち、ゲノムサイエンスの科学技術振興を図り、これを活用し、次の活動を行う。

（１）社会教育の推進を図る活動

（２）まちづくりの推進を図る活動

（３）国際協力の活動

（事　業）

第５条　協議会は、第３条の目的を達するために、次の事業を行う。

（１）ゲノムベイ東京プロジェクトの全体計画、必要な中枢機能の整備などの受託事業（調査、研究）及び提言

（２）ゲノムベイ東京プロジェクトに関する産学官を中心に市民と連携及び各種交流活動

（３）ゲノムサイエンスの広報、啓蒙活動

（４）ゲノムサイエンスに係わる組織（東京圏ライフサイエンス協議会等）運営の推進

## 第２章　会員

（会員の種類及び資格）

第６条　協議会の会員は、正会員と賛助会員の２種とし、正会員をもって法上の社員とする。

２　正会員は、趣旨に賛同し定款に定める目的を達成する意志のある個人とする。

３　賛助会員は、協議会の目的に賛同する個人又は民間企業、その他の法人又は団体（権利能力なき社団は除く）とする。

（入　会）

第７条　協議会に正会員として入会を希望する者は、所定の入会申請書を提出し理事会で承認を得なければならない。

２　理事会は、前項の入会申請者が第６条第２項の条件に適合すると認められるとき

は、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。

3　理事会は、第１項の入会申請者の入会を認めないときは、速やかに、その理由を付した書面をもって、本人に通知しなければならない。

4　賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

5　民間企業が賛助会員として入会を希望するときは、所定の入会申込書を提出し理事会の承認を得なければならない。

6　東京圏ライフサイエンス協議会の会員である民間企業の入会は、前項の規程にかかわらず、東京圏ライフサイエンス協議会からの通知をもって、本会の賛助会員となることができる。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2　会員は、協議会に納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

（会員資格の喪失）

第９条　会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

（２）脱会したとき

（３）除名されたとき

（４）協議会が解散したとき

（退　会）

第１０条　会員で退会しようとする者は、別に定める脱会届を１ヶ月以前に提出し、任意に退会することができる。

（除　名）

第１１条　会員が次の各号に該当する場合は、理事会の決議を経て除名することができる。但し、この場合においては、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）協議会の定款、諸規程又は総会の議決に違反したとき

（２）協議会の目的趣旨に反する行為があったとき

（３）協議会の運営に支障を及ぼす行為が認められたとき

（４）会費を一年間以上滞納したとき

（拠出金品の返還）

第１２条　前２条項の規程により、退会又は除名された者は、協議会の資産についていかなる請求権も有しない。

## 第３章　役員等

（役員及び組織）

第１３条　協議会は、総会のほかに理事会をもって運営するものとし、以下の役員をおく。

理事　　１０名以上２０名以下

監事　　２名以内

2　理事の中から代表理事３名をおくことができる。

3　前条第１項に規定する役員の他に、会長をおくことができる。

（選任等）

第１４条　協議会の役員は、総会において正会員の中から選任する。

2　代表理事は、理事の互選により選任する。

3　理事及び監事は、相互にこれを兼ねることが出来ない。

4　役員は、法第２０条に適合し、その構成は、法第２１条に適合しなければならな

い。
5　役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
（職　務）
第１５条　代表理事は、協議会を代表し、会務を統括する。
2　理事は、理事会を構成し、定款及び総会の決議に基づいて会務を執行する。
3　監事は、法第１８条に掲げる職務を行う。
（任　期）
第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし再任を妨げない。
2　補欠及び増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
（解　任）
第１７条　役員が役員として相応しくない行為があると認められるときは、その任期中であっても、総会の決議により解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。
（顧問及び参与）
第１８条　協議会に、顧問及び参与を若干名おくことができる。
2　顧問及び参与は、理事会又は幹事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
3　顧問及び参与は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じて理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第4章　会　議

（総　会）
第１９条　総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年１回開催する。
2　臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催することができる。
（１）理事会が必要と認めたとき
（２）正会員の５分の１から請求があったとき
（３）法第１８条第４項の規程により、監事が召集を求めたとき。
第２０条　総会は、正会員をもって構成する。
第２１条　総会の招集は、第１９条第２項第３号の規程を除き、代表理事が召集する。
2　総会の招集は、会員に対して、開催日の少なくとも１週間前までに、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。なお、書面の通信方法は特に規定しない。
第２２条　総会は、次の各号を決議する。
（１）事業計画及び収支予算並びにその変更
（２）事業報告及び収支決算
（３）役員の選任又は解任
（４）定款の変更及び諸規則の決定又は変更
（５）協議会の解散又は合併
（６）前各号の他、理事会に付議された事項
第２３条　総会の議長は、代表理事がこれを務める。
第２４条　総会は、正会員の２分の１以上の出席により成立する。
第２５条　総会の決議は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数の賛成により決定する。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。
2　総会の決議について、特別の利害関係を有すると議長が認めた会員は、その決

議に加わることができない。

第２６条　総会の議事については、次の各号の内容を記載した議事録を作成する。

（１）総会の日時及び場所

（２）正会員総数及び正会員出席者数

（３）議事

（４）総会の経過概要及び決議の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会で選任された議事録署名人２名以上の署名押印がなければならない。

（理事会）

第２７条　理事会は、毎年２回開催する他、必要に応じて召集する。

第２８条　理事会は、理事をもって構成する。

第２９条　理事会の招集は、代表理事が召集する。

２　理事会の招集は、理事に対して、開催日の少なくとも１週間前までに書面をもって通知しなければならない。なお、書面の通信方法は特に規定しない。

第３０条　理事会は、次の各号を付議する。

（１）総会で決議した事項の執行に関すること

（２）総会に付議すべき事項

第３１条　理事会の議長は、代表理事がこれを務める。

第３２条　理事会は、理事の過半数の出席をもって、成立する。

第３３条　理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数の賛成により決定する。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

２　理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、この決議に加わることができない。

第３４条　理事会の議事は、事務局が次の各号の内容を記載した議事録を作成する。

（１）理事会の開催日時及び場所

（２）出席理事氏名

（３）議事

（４）理事会の経過及び結果（決議事項がある場合は、決議の概要）

（５）議事録作成者

２　議事録は、事務局長の確認を得なければならない。

## 第５章　運営組織

（事務局）

第３５条　協議会の事務を処理するため、事務局をおく。

第３６条　事務局は、事務局長及び職員若干名をおくことができる。

第３７条　事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

## 第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第３８条　協議会の資産は、次の各号をもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）入会金及び会費

（３）寄付金品

（４）事業に伴う収入

（５）資産から生ずる収入
（６）その他の収入
（資産の管理）
第３９条　協議会の資産管理は、理事会の定めるところによる。
（経費の支弁）
第４０条　協議会の経費は、資産をもって支弁する。
（会計の原則）
第４１条　協議会の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（事業年度）
第４２条　協議会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日までとする。
（事業計画及び予算）
第４３条　協議会の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに理事会の決定を経て、総会の議決を得なければならない。
２　予算には、予算超過又は予算外の支出に当てるため、予備費を設けることができる。
３　予備費の使用にあたっては、理事会の決定を経なければならない。
（暫定予算）
第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立できないときは、理事会の決定により、予算成立までの間、前年度予算に準じて収支できる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
（予算の変更）
第４５条　予算決議後にやむを得ない事由により、予算の変更が必要となった場合は、総会の決議を経て、既定予算を変更できる。
（事業報告及び決算）
第４６条　協議会の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、幹事会が作成し、理事会の決定を経て、総会の決議を得なければならない。
２　決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（臨機の措置）
第４７条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ及びその他新たな義務の負担、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第７章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第４８条　協議会の定款の変更は、法第２５条各項の規程に従って行わなければならない。
（解　散）
第４９条　協議会の解散は、総会の決議を経て、正会員総数の４分の３以上の同意を得なければならない。
２　前項の規程にかかわらず、次の各号に規定する事由により、協議会は解散する。
（１）目的とする特定非営利活動の成功が不能となったとき
（２）所轄庁による設立の認証の取り消し
３　第１項及び第２項に規定する解散をするときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）
第５０条　協議会が解散したときに残余する財産は、次の各号に従って譲渡する。
（１）　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財

産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

## 第８章　公告の方法

（公　告）

第５１条　協議会の必要な諸手続において、法に定める公告は、協議会の掲示場に掲載するとともに、官報の掲載をもって行う。

## 第９章　雑　則

第５２条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の決定を経て、細則で定める。

附　則

１．この定款は、法第10条により法人成立の日から施行する。

２．協議会設立当初の役員は、別表に掲げる者とする。

３．協議会設立当初の役員の任期は、第１７条第１項の規程にかかわらず、協議会成立の日から平成１６年３月３１日までとする。

４．協議会設立当初の事業年度は、第４２条の規程にかかわらず、法人成立の日から平成１５年３月３１日までとする。

５．協議会設立当初の事業計画及び予算は、第４３条の規程にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６．協議会設立当初の入会金及び会費は、第８条の規程にかかわらず、次の額とする。

（１）正会員　（個　人）　入会金　　１０，０００円、会費年額　１２，０００円

（２）賛助会員（個　人）　入会金　　１０，０００円、会費年額　　６，０００円

（３）賛助会員（団　体）　入会金　１００，０００円、会費年額　６０，０００円

（４）賛助会員（東京圏ライフサイエンス協議会の団体会員）

入会金　　７０，０００円、会費年額　３０，０００円

別表（設立当初の役員等）

| 役　　職　　名 | 氏　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| | 石原信雄 | 会　長 |
| 理　事 | 飯山勝也 | 代表理事 |
| 理　事 | 楠本洋二 | 代表理事 |
| 理　事 | 岩瀬　壽 | 代表理事 |
| 理　事 | 髙橋　徹 | 常務理事 |
| 理　事 | 平尾陽一郎 | |
| 理　事 | 古井祐司 | |
| 理　事 | 信時正人 | |
| 理　事 | 門田貴彦 | |
| 理　事 | 岸田　誠 | |
| 理　事 | 小出　修 | |
| 理　事 | 大石道夫 | 学術顧問 |
| 理　事 | 和田昭允 | 学術顧問 |
| 理　事 | 曾我直弘 | 学術顧問 |
| 監　事 | 島津圭一 | |
| 監　事 | 岡田嘉久 | |